

国民スポーツ大会功労者表彰基準

この基準は、永年にわたり国民スポーツ大会（令和 5 年までは、国民体育大会）に参加し、その発展に貢献した者に対し、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「当協会」という。）が行う「国民スポーツ大会功労者表彰」を実施するための必要な事項について定める。

1. 表彰対象者

国民スポーツ大会冬季大会または国民スポーツ大会（いずれも都道府県大会及びブロック大会は除く）に通算 30 回以上、次のいずれかの立場で参加した者とする。

都道府県選手団本部役員、顧問、監督、選手、大会役員、競技会役員、競技役員（視察員として参加した者は除く）。

なお、同一年に開催された国民スポーツ大会冬季大会・国民スポーツ大会（いずれも都道府県大会及びブロック大会は除く）の両方に参加した場合でも 1 回と見なす。

2. 表彰

当協会会長名による表彰状を授与する。

3. 推薦手続き

表彰者の推薦は、当協会及び当協会加盟団体[都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体]が行う。

当協会加盟団体は、別紙様式 1 及び様式 2 により該当者を当協会会長へ推薦する。様式 2 には各回の参加実績を確認することができる資料を添付しなければならない。

4. 表彰者の決定

国民スポーツ大会委員会において審査し、決定する。

5. その他

表彰は、原則として毎年国民スポーツ大会本大会時に行う。

6. 附則

この基準は、令和 5 年 3 月 7 日一部改定し、同日から施行する。

この基準は、令和 6 年 1 月 1 日一部改定し、同日から施行する。